

日暮里台地景観軸の景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物の建設等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 規模	
	<p>周囲の公園、道路などから見たときに、圧迫感を感じさせないように、長大な壁面の工作物は避ける。特に坂道から見える富士山及びその周辺に広がる街並みの見え方に差し支えないよう配慮する。</p> <p>記載欄</p>
(2) 形態・意匠・色彩等	
	<p>色彩は、別表に定める色彩基準 に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。（ただし、観覧車などの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。）</p> <p>記載欄</p>
	<p>工作物の外装材は、周辺景観に配慮するとともに、地域で親しまれている素材・色がある場合は、その活用に努める。</p> <p>記載欄</p>
	<p>公園、道路などの主要な眺望点から見たときに、周辺の景観と調和した形態・意匠とし、特に坂道から見える富士山及びその周辺に広がる街並みの見え方に差し支えないよう配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>設備等は、目立たないように工夫するか緑化等により修景するなど周囲からの見え方に配慮する。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--